

春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付要綱

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱（令和6年要綱第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地球温暖化対策のため、省エネルギー及び創エネルギーに寄与する太陽光発電設備・蓄電池（附帯設備を含む。以下同じ。）の普及促進を図ることを目的として、太陽光発電設備又は蓄電池を住宅又はその敷地に設置する者に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定、以下「国実施要領」という。）、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する戸建ての建物で、その床面積の2分の1以上に相当する部分が居住の用に供されるものをいう。
- (2) 既存住宅 市内の既存の住宅で、現に人の居住の用に供されているものをいう。
- (3) 建築予定住宅 市内の建築予定又は建築工事が完了していない住宅をいう。
- (4) 太陽光発電設備 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。
- (5) 蓄電池 太陽光発電設備により発電した電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電力を活用することができる定置型の設備（停電時のみに利用する非常用予備電源は除く。）をいう。
- (6) 重点区域 太陽光発電設備又は蓄電池の導入を促進する区域として別表第1に掲げるものをいう。

（対象設備）

第3条 補助の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表第2に掲げるとおり

とする。

(対象者)

第4条 補助の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象設備を設置する市内の住宅（以下「対象住宅」という。）に居住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をしていることをいう。（第12条第1項の規定による報告を行う日までに対象住宅に居住する予定である場合を含む。）以下同じ。）し、市長が定める日以降に当該対象設備を設置すること。
- (2) 対象住宅を所有し、又は所有する予定であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 対象住宅（対象住宅の敷地である土地に新たに対象設備を設置又は増設する場合にあつては、当該土地）に対象者以外の所有者（所有予定者を含む。）が存在する場合は、全ての所有者から対象設備を設置することにつき同意を得ていること。
- (5) 申請する対象設備について、この要綱による補助金若しくは市の他の補助金又は国庫補助金が原資となる他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に定める対象設備の購入及び設置に要する費用とする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 埼玉県が実施主体の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第3により算出した額以内の額とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 前項に定める補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が定める日から12月28日（12月28日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までの間で、かつ、対象設備の設置工事予定日の前日までに、春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 市民税納税証明書の写し（市民税が課税されていなかった場合は、所得・課税（非課税）証明書の写し）（前年度分）
- (3) 交付申請書添付書類確認表（様式第2号）
- (4) 事業計画書（様式第3号）
- (5) 工事請負契約書、商品売買契約書又は注文書及び注文請書等（収入印紙の貼付のあるもの）の写し
- (6) 前号の書類に対象設備の種類ごとの経費が記載されていない場合は、その内訳書等の写し
- (7) 対象設備の要件である仕様、規格等を確認できるもの（カタログ等）の写し
- (8) 対象住宅の案内図（縮尺1，500分の1程度）
- (9) 対象住宅の登記事項証明書
- (10) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
（申請内容の変更）

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、速やかに春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、前条の規定による交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
（申請内容の取下げ）

第10条 交付決定者は、対象設備の設置を取りやめたときは、速やかに春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 交付決定者は、市長の要求があったときは、対象設備の設置等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、対象設備の設置完了後、速やかに、かつ当該設置が完了した日の属する年度の2月20日（2月20日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金実績報告書兼請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実績報告書添付書類確認表（様式第9号）
- (2) 対象設備の設置に係る領収書の写し
- (3) 領収内訳書（様式第10号）又は前号の領収書の内訳が分かる書類の写し
- (4) 対象設備の保証書の写し
- (5) 電力会社との接続契約を証する書類の写し（太陽光発電設備の場合）
- (6) 対象設備の設置後のカラー写真（対象設備の設置状況が確認できるもの）
- (7) 対象住宅全体の写真（建築予定住宅の場合に限る。）
- (8) 対象住宅の所有者を確認できる書類
- (9) 交付決定者及び対象住宅に居住する者の住民票の写し
- (10) 振込先の口座情報が分かる書類
- (11) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、前項第8号及び第9号に掲げる書類については、交付申請書に添付しており、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知し、確定した額の補助金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者又は第13条の規定により、補助金の交付を受けた者（以下「受領者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第10条の春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付申請取下書が提出されたとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付取消の通知は、春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が交付されているときは、受領者に対し、春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金返還命令書（様式第13号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（調査協力）

第16条 市長は、受領者に対し、必要に応じて対象設備に関するアンケートの協力を求めることができる。

（財産処分制限）

第17条 受領者は、対象設備について、その設置工事完了の日の属する年度の翌年度から5年間、適切に管理し、同期間を経過するまでの間は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 前項の期間において、対象住宅の売却等対象設備を処分する必要があるときは、あらかじめ春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があったときは、その内容を審査し、春日部市個人住宅における太陽光発電設備・蓄電池処分承認（不承認）通知書（様式第15号）により受領者に通知するものとする。

（書類の整備等）

第18条 交付決定者は、対象設備の設置に係る収入及び支出等についての証拠書類及び太陽光発電設備を設置する場合は、当該設備による発電量及びそのうちの自家消費量又は売電量が分かる資料を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該対象設備の設置が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付される商品券の額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(要綱の見直し)

- 4 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和 13 年 3 月 31 日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

区域
ア 春日部市粕壁、八木崎町、粕壁一丁目～四丁目、粕壁東一丁目～粕壁東三丁目、中央一丁目～七丁目、南一丁目、梅田本町二丁目、梅田三丁目及び栄町三丁目 イ 北春日部駅周辺地区土地区画整理事業の対象区域

別表第 2（第 3 条関係）

対象設備の種類	要件
太陽光発電設備	次の要件のいずれにも該当するもの ア 既存住宅若しくは建築予定住宅又はその敷地に設置するものであること。 イ 未使用であるもの ウ 商用化され、導入実績があるもの エ 国実施要領別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の 2. 交付対象事業の内容ア（ア）の表の交付要件を満たすもの
蓄電池（太陽光発電設備（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）と一体的に導入するもの）	次の要件のいずれにも該当するもの ア 既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 イ 未使用であるもの ウ 商品化され、導入実績があるもの エ 国実施要領別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の 2. 交付対象事業の内容ア（イ）の表の交付要件を満たすもの

対象設備に係るその他の要件

- ・ リース契約又は PPA によるものでないこと。

別表第 3（第 6 条関係）

対象設備の種類	補助金の額	
	重点区域	重点区域以外
太陽光発電設備	5 万円/k W（上限 2 5 万円）	4 万円/k W（上限 1 6 万円）
	発電出力は太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値とし、小数点以下は切り捨てる。	
蓄電池（太陽光発電設備（F I T・F I P制度の認定を取得しないもの）と一体的に導入するもの）	4 万円/k W h（上限 2 4 万円）	4 万円/k W h（上限 2 0 万円）
	蓄電池容量は小数点以下を切り捨てる。	